記者発表資料

がんばろう！東北

平成２９年４月２８日
東 北 地 方 整 備 局

水防月間（５月１日～５月３１日）

～洪水から守ろう みんなの地域～

・５月２８日 秋田県秋田市で総合水防演習
・５月１２日 洪水対応演習　　など 実施

国土交通省では、水害から国民の生命と財産を守るため、国民の皆様に水防の重要性、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止と軽減に役立てもらうことを目的に、５月を水防月間※と定め、さまざまな取り組みを実施しています。
東北地方整備局において県や市町村と協働で実施する主な取り組みを紹介します。

◆雄物川総合水防演習

５月28日（日）秋田県秋田市茨島地先の雄物川右岸（秋田大橋上流）にて、水防団・市町村・県・国が参加する水防演習を行います。
水防の重要性の理解と水災害に対する心構えや水防に対する意識の高揚を図ることを目的に実施します。

◆洪水対応演習

洪水に備え、５月12日（金）東北地方整備局内すべての河川、ダム事務所、管理所で大規模出水を想定した実践的な訓練を関係機関と連携して洪水対応演習を行います。
水防警報の発令、洪水予報の発表、ダム・水門など河川管理施設等の操作確認・遠隔操作、TV会議、緊急復旧工法の検討などを実施します。

◆水防団と事務所職員による重要水防箇所の合同巡視

各河川事務所において、洪水時に水防団が水防活動を行う上で注意を要する箇所や水防資材の備蓄状況の確認を水防団と河川管理者が合同で巡視を行い、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備えます。

◆河川管理施設、許可工作物の施設点検

各河川事務所において、洪水に備え、関係市町村や水閘門操作員と合同で河川管理施設の点検を実施するとともに、許可工作物の点検を施設管理者と合同で実施します。

［詳細情報は、今後の各事務所からの記者発表もご覧ください。］

※水防月間とは

昭和61年の台風10号による出水の際における懸命な水防活動を契機として、水防活動が極めて重要であることが再認識されたため、昭和62年度から毎年出水期前の5月(北海道は6月)を水防月間とし、水防の重要性を国民に周知すること等を目的として各種の行事を実施しているものです。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

＜問合せ先＞
国土交通省　東北地方整備局　（TEL：022-225-2171）（代表）
河川部　水災害予報センター長　二瓶（にへい）　昭弘　（内線3851）
水災害対策専門官　川口（かわぐち）　滋　（内線3852）

【　昨年度の実施状況　】

◆ 洪水対応演習 ◆



◆ 水防団と事務所職員による重要水防箇所の合同巡視 ◆



◆ 河川管理施設等の施設点検 ◆

